

第1部 活動報告 ～これまでの歩みそしてこれからの活動～

第1部では、ピピオ子どもセンター及びスタートラインプロジェクトから、それぞれ活動報告を行った。

報告を担当したのは、NPO 法人ピピオ子どもセンター事務局・弁護士の寺西環江及び、スタートラインプロジェクト事務局次長・公益財団法人マツダ財団総務課長の世良和美である。

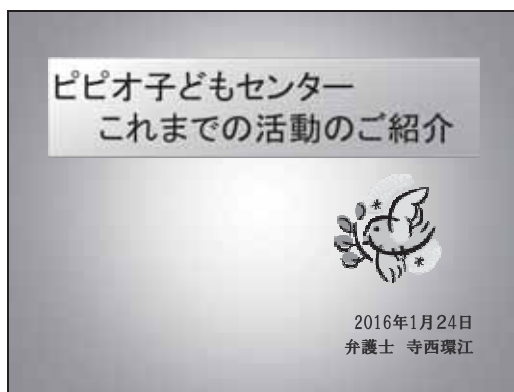
活動報告を通じて、これまでの歩みを総括しつつ、これからの活動における課題を整理した。

1-1. 「NPO 法人ピピオ子どもセンターの活動の歩み」

NPO 法人ピピオ子どもセンター事務局 弁護士

寺西 環江

スライド



報告要旨

ピピオ子どもセンターのこれまでの活動をご紹介します。

NPO 法人ピピオ子どもセンターは、現在子どもシェルター「ピピオの家」と自立援助ホーム「はばたけ荘」を運営している。

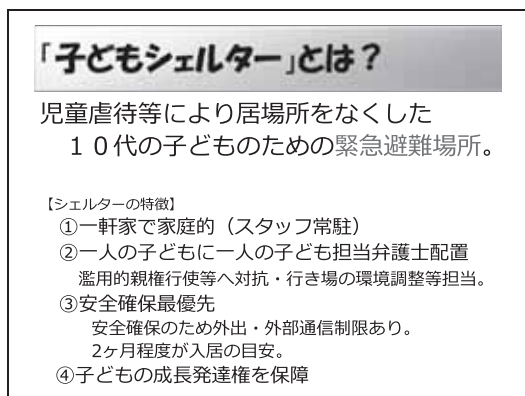
これらの施設の概要と目的をご説明する。



報告者 寺西 環江



子どもシェルターピピオの家の様子。



子どもシェルターとは

10 代の子どものための緊急避難場所。思春期まで成長したものの、児童虐待等様々な事情で家庭に帰れず、10 代の中頃から後半ともなると児童相談所の一時保護所での生活も馴染みにくい…といった子どもたちを受け入れる。

一軒家で、スタッフが 24 時間常駐し、食事を作ってくれ、部屋が与えられ、ゆっくりと休むことができる。

一人の子どもに一人、子ども担当弁護士（コタン）を付け、子どもたちの環境を考えたり、一緒に将来を相談したりする。

弁護士が関わる理由は、子どもが自宅を出てピピオの家に避難した際、場合によっては親が取り返しに来る、そういった親の親権行使に対し、子どもの意思として「今、帰れない、帰りたくない」という場合には、弁護士が親と調整するため。

シェルターとは緊急避難場所であり、親権者からの取り返しを予防するためにも、外出や通信制限をしている。

入居者は、勝手に出歩いたり色々な所に電話をしたりできず、携帯電話は基本的に預けていただく。入居の際にはそれをしっかり説明してご了解いただいている。

ピピオの家の場所は非公開である。

ピピオの家は、日本で 5 番目のシェルターとして 2011 年の 4 月に開設した。

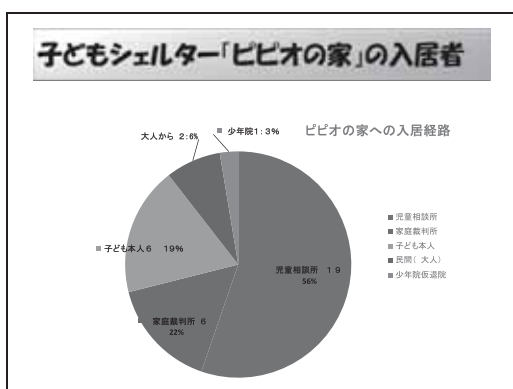
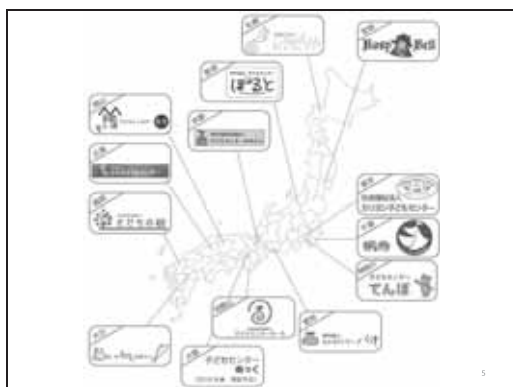
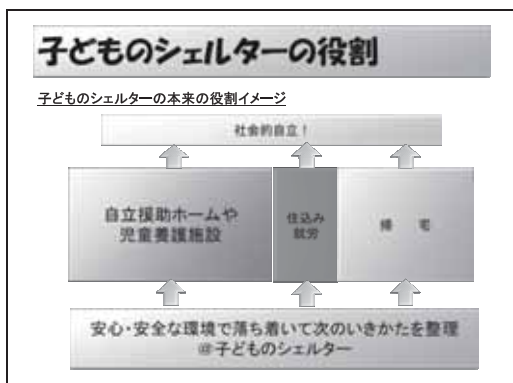
現在、全国でも、子どもシェルターが開設している。第 1 号は、東京のカリヨン子どもセンター。しかし、日本全国に居場所のない子どもたちが居るということで、今これだけ広がっている。このほか、現在開設中の物も。

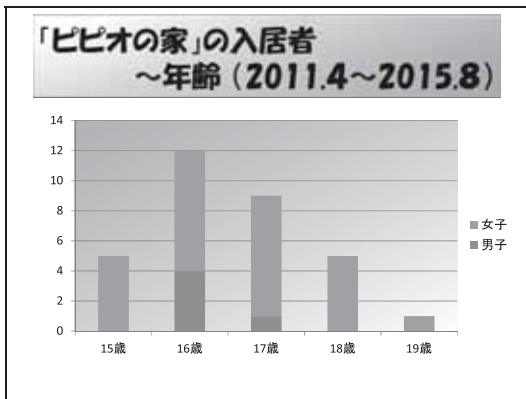
全国の子どもシェルターは、連携して「シェルターネット」を構築し、情報交換や年 1 回合宿を行っている。

「ピピオの家」の状況

入居者は、入所後平均 2 カ月程度を目途に、次の行先を考え次の行先に繋がる所までを、ピピオの家で過ごす。

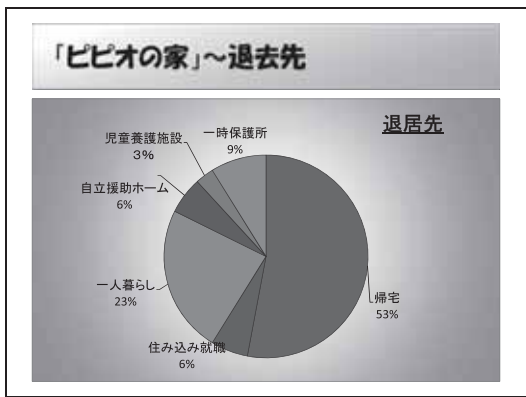
ピピオの家への入居経路（2015.夏までのデータ）は、半分強が児童相談所を通じて。次に、家庭裁判所からの打診を受けて入居。各地の社会福祉士等、大人から繋いでもらって入居する例が多い。子ども本人がインターネットで検索して直接連絡して来ること。





年齢別には、16歳前後が多い。二十歳近くなると少なくなっている。

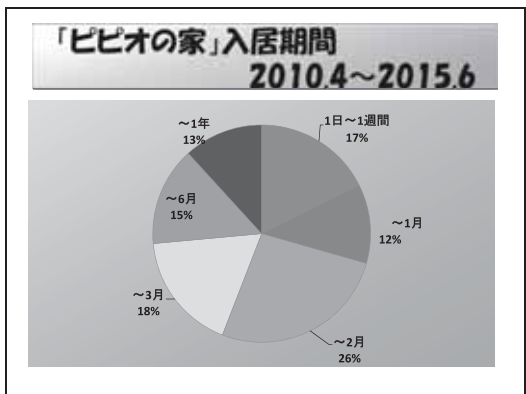
なお、現在、ピピオの家は女子用だが、開設当初は男子の受け入れもしていたため、男子の実績も少し計上されている。



退居先も難しい問題。

ピピオの家を退居した後、半分程度は帰宅（自宅や親族の家も含む）。6%が住み込み就労、23%は、自宅に帰れない事情があって一人暮らし、6%が自立援助ホームである。このほか、児童養護施設や一時保護所に行く場合も。

自立援助ホームは、子どもシェルターよりも少し長期の滞在を念頭に置いた施設。現在、広島県には、女子用の自立援助ホームが無いので、他県に繋がるを得ない状況。



入居期間は、短かければ1日から1週間。2か月が平均的であるが、長い場合は1年というケースもあった。

例えば1年間、原則外出ができない…というのは非常にストレスが溜まるので、スタッフ・ボランティアの方と一緒に出かけたり、シェルター内でも勉強の機会を設けたり、運動・レク、クリスマスパーティー等も行う。費用は「スタートラインプロジェクト」等から拠出する。

「自立援助ホーム」とは？

家庭等に居場所がなく、
就労して生活していかなければならない子どもたちに一定期間生活の場を提供し、
日常生活や就労など支援するところ。

【自立援助ホームの特徴】

- ①一軒家で家庭的（スタッフ常駐）
- ②一人の子どもに一人の子ども担当弁護士配置
保護者との調整や就労自立のための環境調整を担う。
- ③独立立ちできるように生活スキルを教える。
- ④子どもの成長発達権を保障

自立援助ホーム「はばたけ荘」 開設

- ・ 2014年9月開設
- ・ 広島市西区（★住所は秘匿ではない）
- ・ 定員6名
- ・ 現在までの入居延べ人数・・・6名
- ・ 入居の経緯（児童相談所から・・・5名、その他1名）
- ・ 退去者の行先・・・2名退去（一人暮らし、住み込み就労）

支援の方向

- 1) 生活習慣等（正規スタッフ）
- 2) 就労場所・保護者等との関係調整
（主に子担）
- 3) 学力保障、資格取得支援（外部講師等）
「高校へ行くとけばよかった」
- 4) 基本的な社会への信頼感
「日常の楽しみ」を経験してもらう
～ あたたかい人たちとのつながり
- 5) 親に対する複雑な思い

「自立援助ホームはばたけ荘」の状況

シェルターと同様、家庭などに居場所がなく、就労して生活していかなければならない子どもに、一定期間（シェルターよりは少し長期を念頭に）、生活の場を提供し、日常生活や就労等の支援をする。

10代半ばの子どもに、いきなり今日から一人暮らしで生活せよと言っても難しいので、段階的に支援をしながら独りで生活していけるように繋ぐというもの。

これも一軒家で家庭的な環境が整っている。子どもには部屋が与えられ、スタッフが常駐し、食事を作ってくれる。独立立ちできるような生活スキルを身につけていく。

また、一人ずつ子ども担当弁護士を配置する。保護者との調整や就労自立のための環境調整、例えば未成年では難しい契約等も弁護士が支援するため。

「はばたけ荘」は、2014年9月に開設した。

広島市西区にある。住所は秘匿の必要はない。

定員は6名。現在までの入居人数は延べ6人。

入居経路は、大半が今のところ児童相談所。

退居した後は、一人暮らしや住み込み就労などに繋いできた。

就学している子どもの場合は、学力支援、一緒に勉強したりボランティアに勉強を見てもらう。スタートラインプロジェクトの費用で外部講師を呼ぶことも。

スタッフや弁護士による支援の内容

家庭で生活習慣やスタイルが確立できていない子どもも居るので、生活面の支援、日常生活のルールを学んでもらう。

仕事も、すぐに長期の就労が叶うとは限らないので、面接、就職後のフォローをしながら、長期就労に繋げていく。落ち込んでいる子どもを励ましたり、保護者との調整も。

支援の方向

- 1) 支援の心構え
～プライドを傷つけない（人格尊重）
～闘っている課題を踏まえた対応
（その子の立場、その子の経験）
～自己評価を上げられるよう意識
- 2) 指導と支援

児童虐待防止法の通告義務等

- 学校及び教職員等の**早期発見努力義務**（児童虐待防止法5条1項）
- 学校等の児童や保護者への虐待防止の教育・啓発努力義務（同条3項）。
- 虐待を**受けたと思われる**児童を発見した場合の通告義務（同法6条1項）。
- 守秘義務を通告を妨げるとの解釈禁止（同条2項）。

分離した子どもの行き先

- ① 緊急な保護の必要
一時保護所（児童相談所内）
一時保護委託先
乳児院，病院，子どものシェルター
 - ② 長期的な生活の場所
児童養護施設・ファミリーホーム・里親
自立援助ホーム
- 現実には、友人・知人宅が多く、
性風俗，暴力団へ流れることも。

傷ついた子どもの場合、生活する中で、集団生活や大人との関係がすぐにはうまくできない場合もある。しかし、毎日食事や心身の心配がない環境で、仕事の愚痴等も聞いて貰いながら生活することで、色々な人との繋がりも学んで行ってもらおう。

支援の際に注意する点は、シェルターも自立援助ホームも同様であり、子どものプライドを傷つけないこと。

子どもも一人の人間。上から物を言うようだとプライドが非常に傷ついてしまう。また、その子がどういふ家庭でどういふ経過を辿ってやってきたのかをしっかりと理解した上で接する。そして、ずっと怒られ続けてきた子どもたちが、自己評価を上げられるように、意識をして支援する。

児童虐待防止法では通告義務が定められており、児童虐待を発見した場合、教職員等は通告しなければならない。通告を受けて虐待ありと児童相談所が判断した場合は、児童相談所内の一時保護所に親から分離して一時保護、原則2か月預けられる。

10代中頃から10代後半のお子さんとなると、児童相談所内の一時保護所内で何か月も生活するのは耐えられないというケースもあり、そういった場合に、子どもシェルターが利用される。

その間、自宅との調整、親との調整ができる場合は、自宅に戻るが、難しい場合は、長期的な生活の場所、自立援助ホームに繋いでいくことになる。

そのようなルートに乗ることができなかった子どもたちは、友達の家を転々としたり、性風俗に巻き込まれていたり暴力団に関わってしまったたりすることもある。

子ども担当弁護士の役割

- ・子どもに付き添う
- ・子どもと一緒に悩む
- ・時には、子どもと一緒に遊ぶ
- ・日常生活に関する情報共有、相談相手
- ・親との関係調整
- ・退去先を一緒に考え、調整する

おわりに

居場所のない子どもたちの支援のために・・・



私自身も子ども担当弁護士を担当したが、意識としては、子どもに付き添う。これは難しい事でもある。お子さん自身が抱えるストレスにも付き合い、将来どこに行ったら良いかも悩み深い。自宅から少し離れている間に突然家の環境が良くなったりすることは、まず無い。

子どもは、親の元に戻りたい、親の事は好きなもの。しかし、戻れない。…そういったことを、一緒に悩む。答えは無い。ストレスが溜まるので、弁護士は、一緒に遊んだり相談に乗ったりすることが役割。

一番悩ましいのは退居先。子どもシェルターはあるが、女子用の自立援助ホームが無いので、ピピオの家を出る10代の女の子を外に繋ぐには、住込みの就労先。確かに旅館等もあるが、18歳に満たない子どもだと22時以降は働けないので、就労も難しい。労働環境や条件が必ずしも良くなくとも、そこを出ると他に行き先が無かったりする。

退居先の問題は悩ましく、そのためにシェルター滞在期間が長期化することも。

自立援助ホームには20歳になる前の本当に一定期間しか居られない。子どもたちは、その後も社会で生活していかななくてはならない。

その子に関わる大人を増やして、退居後に、もしも何か山や谷が人生であった時、躓いたりしたときに、「あの人が居たな、ちょっと電話してみよう」と思ってもらえるような関係をずっと保って行けたら。